

題目『平安時代の穢意識―撰関期を中心に―』

この論文では、「穢」というものが平安時代の人々にとってどういったものであったのか、何を恐れていたのか、藤原実資の記した日記である『小右記』や同時代の史料を中心に据え、考えていくものである。

古代から「穢」という字そのものは『古事記』などに使用例があるが、その時点では単なる「きたない」程度の意味であった。同時期に成立した『神祇令』内でも中国の「穢惡」という記載を使用していたが、何が「穢惡」とされたかは解釈にかなりばらつきがあった。それが『弘仁式』『貞観式』で穢観連の規定がされ、『延喜式』で一つにまとめられた。『延喜式』臨時祭条によると、穢の種類は死穢・産穢・失火穢の三種類に分類できる。さらに死穢と産穢は人間のもの、六畜、つまり家畜のもの、二種類がある。穢に感染した場合、その対策として忌が行われる。忌の日数が最も長いのが死穢で、三十日の忌が必要である。産穢と六畜の死穢であれば七日、六畜の産穢は三日であり、忌の日数と穢の程度は比例しているようである。

最も長い忌を必要とする死穢は死体の状況によって忌の日数が異なってくる。白骨化した死体や五体不具穢という、一部が欠損した死体による穢などである。これらはいずれも三十日に満たない忌で済んでいたようである。また、刃傷沙汰で多くの血が流れても死者が出ない限りは穢としなかったことや、葬儀の日から数えて三十日を忌むためその期間を明らかに超えている白骨も意味の対象とされたことから、「死」そのものに穢が内包されていると考えられる。死は当時の人々にとって社会関係や自然など、個人を取り巻く環境である秩序を乱す事象であり、理解の範疇を越えた「無秩序」なものであった。また、一人の人間の死がもたらす影響は何よりも大きく、秩序を乱すものである。そのため三十日という長期の忌が求められたのだ。この忌の期間を終えると、普段の生活をするうえで何ら問題はなかったようだが、神事に関わるものはさらに忌を必要とすることがあり、ここから死穢が三十日を過ぎても完全には消えなかったようだ。

産穢の場合、妊婦が穢を広めないようあらかじめ退出するなど対策が取れることから、五体不具穢など、突発的なものが多い死穢ほど大きな問題が起こることはない。死穢と産穢は死と生の対応関係にあるがため、産穢は穢を発生させるものである。なおその忌の日数が死穢より少ないのは、死穢ほど強力に秩序を乱すものではないためである。これには子どもが未完成な存在であり、大人ほど秩序を乱す力がないことが理由にある。そのため子どもの死穢も三十日忌まれない例が多くある。

残る失火穢であるが、これは前者とは一線を画すものである。火はそれがあつた状況により清浄か不浄か判断されるため、死や産のように、火そのものが穢を内包しているとは言

えないためである。しかし失火穢はもとは三十日と死穢と同じだけの忌の日数を必要とし、転展も確認されている。「失火」は「神火」、つまり神が起こした火であるとの観念があり、失火穢には「穢」というより「神の起こした祟り」という側面が強かった。そしてこれは死と同様に忌むべきものであった。伊勢齋宮での火事の際、失火の穢を恐れて近づけず、結果延焼させてしまったことを受け、貞観六年に忌を七日とする規定がされ、応和三年には「転展せず」という規定がされたが、これには「穢」としては異質である背景も少なからず関係していたからであろう。どうやらこれは人々の意にはそぐわなかったらしく、規定後も転展されるものと解釈されていた。十一世紀ごろにはこの規定を順守すべきと「甲乙無し」の穢であることが主張されるが、それでも失火穢の転展は従来通りあるものときされた。

動物の死・産の穢では、『延喜式』規定にある「六畜」に含まれる犬や牛馬に加え、食用とされていた猪と鹿が対象とされている。そしてこれらは人よりも短い忌の日数が設定されている。その理由として、これらの動物が人々の構成する秩序の中に含まれており、その死と産も秩序を乱す原因とされたからであろう。しかし人の死と産ほどに秩序を乱す力はなく、それが忌の日数にも表れている。狐のように野生であり、人との接点がない動物に関しては穢とされていなかったようである。

「穢」には数多くの議論が交わされているものの、まだ解明されていない部分が多くある。論文内で取り上げた穢の他にも食肉による穢や葦など匂いのあるものを口にした場合も穢とするなど、「穢」の種類とそれに関する問題は数限りない。ここで触れた失火穢や動物の穢に関してもさらなる考察が必要であり、今後の課題とするものである。